



公益財団法人

どうぶつ基金

〒659-0004 兵庫県芦屋市奥池南町71-7

TEL 0797-57-1215 / FAX 0797-25-2075

受付時間 月・水・金 13~16時(祝日除く)

E-mail contact@doubutukikin.or.jp

犬・猫の遺棄・虐待・殺傷は、法律により罰せられます。

犬・猫を遺棄・虐待した場合は100万円以下の罰金

殺傷した場合は2年以下の懲役または200万円以下の罰金が課せられます。

【動物の愛護及び管理に関する法律】第44条：愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、2年以下の懲役又は200万円以下の罰金に処する。2：愛護動物に対し、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、又はその健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行つた者は、100万円以下の罰金に処する。3：愛護動物を遺棄した者は、100万円以下の罰金に処する。